

I 中国四国厚生局の概要

1 沿革

平成 13 年 1 月 6 日

中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省を統合して「厚生労働省」が設置されるとともに、政策の企画立案に関する事務は本省で行う一方、実施に関する事務を行うために地方厚生局が設置されました。

地方厚生局は、それまで設置されていた地方医務局及び地区麻薬取締官事務所で行っていた業務に加えて、本省から移管された保健医療、福祉等の許認可や指導監督等の業務、検疫所や地方社会保険事務局からの移管事務等を所掌することとなりました。

平成 15 年 4 月 1 日

健康福祉部が新設されました。

平成 16 年 4 月 1 日

病院管理部門は国立病院・国立療養所の独立行政法人への移行に伴い、すべて廃止されました。

平成 20 年 10 月 1 日

地方社会保険事務局から保険医療指導監査等の事務が移管されたことに伴い、指導管理官、管理課、医療指導課、指導監査課、鳥取事務所、島根事務所、岡山事務所及び山口事務所が新設されました。

また、中国地方社会保険医療協議会が設置されました。

平成 22 年 1 月 1 日

社会保険庁の廃止により、日本年金機構が行う業務に対する監督、国民年金等事務取扱交付金の交付事務及び年金給付等の処分決定に対する審査請求の対応が移管されたことに伴い、年金管理課及び社会保険審査官が新設されました。

平成 26 年 4 月 1 日

組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合されました。

また、保険医療機関等への効率的・効果的な業務の実施等のため、調査課が新設されました。

平成 27 年 2 月 1 日

危険ドラッグ取締体制の強化に伴い、指定薬物専門官が新設されました。

平成 27 年 4 月 10 日

総務省から年金記録訂正手続が移管されたことに伴い、年金審査課が新設されました。

また、中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されました。